

# 従業員の過半数代表者の要件等について (続報)

D B 法施行規則、D C 法施行規則の一部改正の内容をお伝えした 2 0 1 8 年 9 月 2 1 日付の年金 N E W S の内容に、今回発出された通達の内容を追加しています。(追加部分は P 4 のみ。**通達の内容** で表示。)

2019年2月

日本生命保険相互会社

本資料は、作成時点における信頼できる情報にもとづいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。  
本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らご判断ください。

◇2019. 2. 18 日本生命保険相互会社 団体年金コンサルティングG 発行(日本-年基-201802-170-0718-D)

○労働基準法の定めにより、「時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)」締結等の際は、労働者の過半数で組織する労働組合、それがない場合には「労働者の過半数を代表する者(過半数代表者)」と、書面による協定が必要とされています。今回、労働基準法施行規則が改正され、「過半数代表者」の要件等について明確化が図られました。(2019年4月1日施行)

## 労働基準法施行規則の改正内容

※改正された箇所を朱書き・下線にて示しております。

	改正前	改正後
労働者の過半数代表者について  【施行日】 2019年4月1日	<ul style="list-style-type: none"><li>労働者の過半数を代表する者は、次のいずれにも該当する者とする。<ul style="list-style-type: none"><li>-監督または管理の地位にある者でないこと</li><li>-法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>労働者の過半数を代表する者は、次のいずれにも該当する者とする。<ul style="list-style-type: none"><li>-監督または管理の地位にある者でないこと</li><li>-法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出されたものであって、<u>使用者の意向に基づき選出された者でないこと</u></li></ul></li><li><u>使用者は、過半数代表者が法に規定する協定等に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。</u></li></ul>

労働基準法施行規則の改正に伴い、DB法施行規則、DC法施行規則についても改正がなされ、規約の変更等の際に同意が必要な「過半数代表者」の要件等について、明確化が図られました。(3、4頁)

- 今回の改正は「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」(2018年9月7日公布)の公布に伴い行われました。同省令にて労働基準法施行規則が改正されたことに伴い、同様に「過半数代表者」について規定がある法令についても、改正が行われました。
- 「過半数代表者」の要件については、これまで通達(※)等で示されており、「使用者が指名した者を過半数代表者とする」とは不可とされてきましたが、実際は守られていないケースが多いとして、厚生労働省の労働施策審議会労働条件分科会で議論がなされてきました。それを踏まえ、今回、「過半数代表者」の要件について、明確化が図られることとなりました。

※平成11年3月31日基発第169号「労働基準法関係解釈例規の追加について」等

### <労働施策審議会労働条件分科会でのこれまでの議論>

#### 第104回労働条件分科会(2013年10月30日)

(委員の発言より(一部抜粋))

労働時間法制を考える際に集団的な規制をどのように盛り込んでいくのかが大切。労働組合の組織率が低下している現在では、過半数代表者による協定が中心となってきているが、誰が協定しているのかよく分からないという実態があると聞いている。

#### 第105回労働条件分科会(2013年11月18日)

(事務局より(一部抜粋))

過半数代表者について、データ(従業員規模1000人未満企業の調査)によると「会社側が指名したケース」、「社員会・親睦会等の代表者が自動的に過半数代表者となったケース」が多くあり、労働基準法施行規則に定める過半数代表者に関するルールから言うと、大いに課題のあるところと言える。

こうした課題提起により、労働条件分科会で以下の方向性が示されていた。

- ・「使用者の意向による選出」は手続違反にあたるなどの通達の内容を労働基準法施行規則に規定する方向で検討をする。
- ・過半数代表者がその業務を円滑に遂行できるよう必要な配慮を行わなければならない旨を、規則に規定する方向で検討する。

**今回の改正は、以上の議論を踏まえたもの**

	改正前	改正後
厚生年金被保険者の過半数代表者について  <b>【施行日】</b> 2019年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て行う場合、当該過半数代表者は次のいずれにも該当する者とする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>-監督または管理の地位にある者でないこと</li> <li>-過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て行う場合、当該過半数代表者は次のいずれにも該当する者とする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>-監督または管理の地位にある者でないこと</li> <li>-過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、<u>事業主の意向に基づき選出されたものではないこと</u></li> </ul> </li> <li><u>事業主は、過半数代表者が同意(※)に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。</u></li> </ul>

※規約の作成(法3条第1項)、規約の変更(法第6条2項)、実施事業所の増減(法第78条第1項)等に関する同意。

## DC法施行規則の改正内容

	改正前	改正後
厚生年金被保険者の過半数代表者について  <b>【施行日】</b> 2019年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者は、次のいずれにも該当する者とする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>-監督または管理の地位にある者でないこと</li> <li>-過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者は、次のいずれにも該当する者とする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>-監督または管理の地位にある者でないこと</li> <li>-過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、<u>事業主の意向に基づき選出されたものではないこと</u></li> </ul> </li> <li><u>事業主は、過半数代表者が同意並びに協議(※)に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。</u></li> </ul>

※規約の作成(法3条第1項)、規約の変更(法第5条2項)、制度の終了(法第46条第1項)等に関する同意。指定運用方法の選定(令第6条第8号ロ)に関する協議。

## 今回の改正をふまえた、過半数代表者の選定方法等について

○過半数代表者の選出の際に考えられる具体的な手続き方法は、例えば以下の内容が考えられます。

### <正しい手続き>

- ・従業員の過半数が当該者の選出を支持していることが明確になる民主的な手続きによって選出する。  
例) 投票、挙手、従業員による話し合い、持ち回り決議 等
- ・事業主は、過半数代表者が同意(または協議)に関する事務を円滑に遂行することができるような**必要な配慮(※)**を行う。

### <無効となる手続き>

- ・事業主の指名によって選出する。
- ・社員会・親睦会などの代表者を自動的に過半数代表者に選出する。 等

### 通達の内容

(※)「必要な配慮」について、厚生労働省より示された解釈

例えば、過半数代表者が労働者の意見集約等を行うに当たって必要となる事務機器(イントラネットや社内メールを含む。)や事務スペースの提供を行うことが含まれるものである。

「平成30年12月28日基発1228第15号

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」より

【ご参考】・過半数代表者の選出の際の具体的な手続き方法について、厚生労働省HPIにて、以下のお知らせが出されております。  
・今回の改正を踏まえて、当お知らせの改訂がなされる可能性がございます。

厚生労働省HP「36協定の締結当事者の要件(H29. 12)」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/0000187490.pdf>